

### 第3回京丹波町成年後見支援センター運営委員会

日時：令和6年2月20日（火）  
午後1時30分～3時20分  
場所：京丹波町役場 1階 防災会議室  
及びオンライン（ZOOM活用）

出席者 委員：松田委員長（オンライン出席）、上田副委員長、杉森委員、津田委員、木南委員

オブザーバー：京都府 今井社会福祉士、浅田主事（同席）  
（オンライン出席）京都家庭裁判所 三浦主任書記官、山口庶務課長

法人後見説明：（福）京都府社会福祉協議会 坂田福祉部長、堀池氏

事務局：健康福祉部福祉支援課：岡本課長、原澤補佐、上西補佐、中川主任（欠席：堀補佐）  
京丹波町社会福祉協議会：岬次長、山本課長、山崎係長

#### 1 開会（岡本課長の司会により進行）

#### 2 委員長あいさつ

個人的な事情であるが、急遽オンライン参加となった。本日もよろしくお願いします。

#### 3 協議事項

##### （1）京丹波町成年後見支援センターの運営状況について

（説明：事務局（原澤補佐）資料1説明）

質疑等無し

##### （2）（福）京都府社会福祉協議会による法人後見の取組について

（説明：京都府社会福祉協議会（以下「府社協」）資料2-1～資料2-4説明、  
事務局（山本課長）資料2-5説明）

委員長：法人後見は資産要件はないということで良いか。

事務局：府社協から回答いただけるか。

府社協：資産要件の有無は裁判所が決定されることではないか。

オブザーバー：現時点では、資産要件は法人後見の考慮要素とはしていない。

委員長：日常生活自立支援事業からの移行ということであるが、私の方で法人で取り扱える資産を想定しており、日常生活自立支援事業は使えない方なのかと感じられたためお尋ねした。このような方も、日常生活自立支援事業は問題なく利用できるのか。

府社協 : 日常生活自立支援事業は資産要件はない。生活保護や非課税世帯、課税世帯も対象になっている。資産がいくら以上であれば対象にならないかという点は明確にしていない。資産でも、預貯金がある方もあるが、土地建物の資産を持っておられる場合もある。資産がこれだけあれば使えないということはない。ただ、社会福祉協議会側が預かれる預金額が、通常の日常生活で扱えるのは原則50万円までで、最大200万円までとなっている。その他として、日常的に必要なお金ではないが、その他の分としては、定期預金等があれば、1千万円までは通帳等を預かることが可能である。そういう運用としている。しかし、2千万円、3千万円と増えてくると、通帳を預かることができなくなる。

委員長 : 他に質問がないようであれば、これで府社協からの説明を終了させていただく。

府社協 : 現在、法人後見の手続きを進めている。これからも、ご本人の支援にお力添えをお願いしたい。本日はありがとうございました。

### (3) 対応事例について (説明: 事務局 (原澤補佐) 資料3-1、(山本課長) 資料3-2 説明)

#### 《議事録非公開》

### (4) 令和6年度のスケジュール (案) について

(説明: 事務局 (岡本課長) 資料4 説明)

質疑等無し

### (5) その他

#### ・京丹波町成年後見制度利用支援事業について

(説明: 事務局 (原澤補佐))

副委員長 : 大変嬉しい説明をいただいた。他市町村の要望等についても、こういうのがあればというものがあれば、私からも情報提供させていただきたい。

委員 : 苦勞されていると思うが、私が知る限り、近隣では京丹波町だけが助成されていないと思われる。副委員長と同意見である。

委員長 : 後見人等の報酬助成は、私たちにとっては死活問題であり大変有難い。ご本人にとっても、報酬の問題で誰も後見人を受けてくれないということが防げると思う。前向きな検討をお願いしたい。

委員 : センター設置後、1年目が終わろうとしており、本日も様々なケースをお聞きした。昨年度のセンターの構築に向けた協議には私も関わっていたが、住民の状況を見守るには、福祉部門のみでは速やかに対応できないケースもあり、別の視点で、例えば医療保険が切れているとか、水道料金を滞納されているとか、福祉部門以外の部署との連携もできれば良いということ saying していた。今回、1年目の相談件数の中で、福祉部門以外から相談があったケースもあったか。

事務局 : 社協では、福祉部門以外では家族からの相談があった。先ほど、説明したケース

も相談件数に含んでいるが、本人からの相談というのもあった。ケアマネジャー等とのやりとりも多い。

事務局：町では、他の部署から、特定の方の情報が入り、同時並行的に対応するというケースはあったかと思う。ただ、これまでから、保険の状況や滞納の状況は可能な範囲で共有をしているが、他部署からの情報を起点として対応した事例はなかったと思われる。

委員：この視点もセンターができた重要なポイントと思われるため、意識的に連携していくことが大事である。

#### ・次回委員会

(説明：事務局(岡本課長))

令和6年7月25日(木)午後1時30分～ オンライン併用

#### 4 閉会(副委員長あいさつ)

本日のお礼。活発に意見交換ができた。最後に委員からも発言があったが、地域で住民一人ひとりの権利擁護意識を高めることで、様々な事案が上がってくると思われる。先日、私が参加した社協主催の一人暮らし高齢者のつどいの際も、大変興味深く聞いていただいた。引き続き、広報していきたい。1年間ありがとうございました。次年度もよろしく申し上げます。